

取引先との価格交渉、価格転嫁対策に 組合を活用しよう！

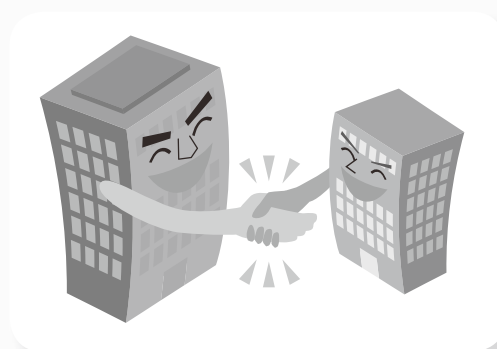
中小企業組合による団体協約、 組合協約の活用

(中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件
(支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件



※中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

団体協約等締結の要件・効果

- ◆ 団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合（商工組合においては「組合協約」）です。
- ◆ 団体協約を締結する組合の事業として、定款に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆ 団体協約を締結する前に、その内容を総会に諮り承認を得ておく必要があります。
- ◆ 団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- ◆ 団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づく契約条件が適用されます。
- ◆ 交渉が不成立となった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

団体協約の活用例

(1) 青果物仲卸事業協同組合

組合員が市場の卸売会社との間で、取引代金の決済方法と完納奨励金の支払いについて取決めを行っている。

【例】市場の卸売事業者と取引日より起算して9日目の正午まで現金で支払う。
その場合、卸売事業者は、仲卸業者の取引代金完済の分に対して完納奨励金として支払金額の1000分の4を支払う。



(2) 食品製造業協同組合

組合員が取引先との間で、県内の公立小中学校に提供するパン・米飯の製造業務を受託する際の料金を設定し、組合員は団体協約で締結されている料金以外でパン・米飯の製造は行わない。

【例】パン30～60g/〇円、米飯50～70g/〇円、
いずれも原料である小麦又は米の使用料に応じて計算する。



(3) 作家業協同組合

組合員が取引先から脚本業務を受託する際の料金設定し、組合員は団体協約で締結されている料金未満では脚本業務を受託しない。

【例】テレビ全国放送〇〇万円以上、音声のみ全国放送〇万円以上



(4) 貨物運送業協同組合

組合員が取引先から運送業務を受託する最低料金を設定し、組合員は団体協約で締結されている料金以下では運送業務を受託しない。

【例】20kmまで〇〇円、21km～50kmまで1kmごとに〇〇円



(5) 眼鏡小売業協同組合

組合員がフレーム、レンズの仕入れ業者から仕入れの際の仕入れ価格へのマージン上乗せ率を設定している。

【例】月末締め翌月払いの場合は〇%、月末翌々月払いの場合は〇%を上乗せる。

